

大阪市告示第1062号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年7月31日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開場

施設名	年 月 日	供用時間
長居陸上競技場 (トレーニング場を除く。)	令和7年8月4日(月)	午前9時から
	令和7年8月12日(火)	午後9時まで
長居陸上競技場 トレーニング場	令和7年8月4日(月)	午前9時から 午後1時まで
	令和7年8月12日(火)	午前9時から 午後9時30分まで
	令和7年8月18日(月)	午前9時から
	令和7年8月25日(月)	午後1時まで
長居第2陸上競技場	令和7年8月4日(月)	午前9時から 午後9時まで

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
長居陸上競技場 (トレーニング場を除く。)	令和7年8月1日(金) から 同月3日(日) まで	午前7時から 翌日午前7時まで
	令和7年8月10日(日)	午前7時から 午後9時まで
	令和7年8月30日(土) から 同月31日(日) まで	

長居陸上競技場 トレーニング場	令和7年8月1日（金）から 同月2日（土）まで	午前9時から 午後9時30分まで
	令和7年8月3日（日）	午前9時から 午後6時まで
	令和7年8月5日（火）から 同月9日（土）まで	午前9時から 午後9時30分まで
	令和7年8月10日（日）から 同月11日（月）まで	午前9時から 午後6時まで
	令和7年8月13日（水）から 同月16日（土）まで	午前9時から 午後9時30分まで
	令和7年8月17日（日）	午前9時から 午後6時まで
	令和7年8月19日（火）から 同月23日（土）まで	午前9時から 午後9時30分まで
	令和7年8月24日（日）	午前9時から 午後6時まで
	令和7年8月26日（火）から 同月30日（土）まで	午前9時から 午後9時30分まで
	令和7年8月31日（日）	午前9時から 午後6時まで
長居第2陸上競技場	令和7年8月1日（金）から 同月3日（日）まで	午前7時から 翌日午前7時まで
	令和7年8月23日（土）から 同月24日（日）まで	午前7時から 午後9時まで
	令和7年8月30日（土）から 同月31日（日）まで	

長居庭球場	令和7年8月1日（金）	午前8時から 午後9時40分まで
	令和7年8月4日（月）から 同月8日（金）まで	
	令和7年8月18日（月）から 同月22日（金）まで	
	令和7年8月25日（月）から 同月29日（金）まで	午前9時から 午後9時40分まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）